平成２９年（フ）第３３号
秋田県由利本荘市大浦字八走11番地19
債務者　小柳　陽平
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第３５号
秋田県由利本荘市巣組１番地15
債務者　小柳　玲子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第１０６号
福島県伊達郡桑折町大字万正寺字大国水７番地の16
債務者　遠藤　　愛
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４２号
茨城県牛久市栄町６丁目305番地（パルティールⅠ－102）
債務者　大野　昭男
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
茨城県牛久市岡見町2600番地13
債務者　戸田　一生
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
群馬県桐生市広沢町３丁目4225番地の７
債務者　市川　葉子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４０１号
千葉市中央区星久喜町960番地３　カーサビアンカⅡ　201号
債務者　堀田　和音（申立時の氏名堀田和宏）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８５７号
千葉市花見川区千種町370番地　ドミ・ツカサ202号
債務者　中園　　修
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２１号
千葉県市川市幸２丁目９番21－303号　（プレステージ市川Ⅱ）
債務者　杉原　信行
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４５号
千葉県船橋市高根台５丁目１番269棟404号
債務者　東郷　　勝
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５５号
千葉県浦安市富士見４丁目14番40号　第５丸栄コーポ（102）
債務者　保坂　進一
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７５号
千葉県船橋市東船橋４丁目18番１－101号
債務者　松田　克也
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７６号
千葉県船橋市宮本２丁目８番６号　ハイツ大神宮102号
債務者　鏡　　進一
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８４号
千葉市中央区宮崎町47番地46　サンハウス203号
債務者　的場　希未
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５号
新潟市北区松浜８丁目14番37号
債務者　桑野　健太
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７３号
新潟市西区坂井砂山４丁目14番14号　コーポ穂高202号
債務者　川久保忠祐
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４５号
新潟市秋葉区新町１丁目４番24号　ハウスコパン201号、前住所新潟県胎内市黒川1111番地５
債務者　榎本　由紀（旧姓倉島）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部